

騒音・振動に関する規制



◆ 深夜営業における騒音規制について

飲食店等における深夜営業において使用する次の音響機器には、騒音に係る規制基準のほか、原則として午後11時以降の音響機器の使用制限が定められています。

対象となる営業

- 1 飲食店営業
- 2 喫茶店営業
- 3 ボーリング場営業
- 4 バッティングセンター営業
- 5 ゴルフ練習場営業
- 6 小売店営業（店舗面積500㎡以上）
- 7 公衆浴場営業（保養を目的とするもの）

規制基準

午後10時から翌日の午前6時まで

第1種低層住居専用地域	第1種	45 デシベル ^{※①}
第2種低層住居専用地域		
田園住居地域		
第1種中高層住居専用地域		
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域	第2種	50 デシベル
第2種住居地域		
準住居地域		
用途地域の指定がない区域 ^{※②}		
近隣商業地域	第3種	50 デシベル
商業地域		
準工業地域		
工業地域	第4種	50 デシベル
工業専用地域		

音響機器

午後11時から翌日の午前6時まで

音響機器の使用禁止

- 1 カラオケ装置
- 2 ステレオセットその他の音声機器
- 3 拡声装置
- 4 録音・再生装置
- 5 有線ラジオ放送装置（受信装置に限る）
- 6 楽器



※ただし、音響機器から発生する音が営業を行う場所の外部に漏れない場合を除く。

※商業地域・工業地域・工業専用地域を除く。

※① デシベル（dB）とは、騒音レベルや振動レベルの単位です。

※② 主に都市計画法第5条第1項の規定による都市計画区域の指定がされている区域のうち、同法第8条第1項第1号の規定による用途地域の指定がされていない区域のこと。



TOKOROZAWA

〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市 環境クリーン部 環境対策課 Tel 04-2998-9230 Fax 04-2998-9195

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/> （「騒音」で検索）



所沢市イメージマスコット
トコロん

◆ 工場・事業場の騒音・振動規制について

特定施設等を設置しようとする事業所は、特定施設の位置や騒音・振動の防止策などを記載した届出が必要です。また、特定施設等を設置した事業所には、騒音・振動に係る規制基準が適用されます。

特定施設(騒音)※1

① 金属加工機械(*)

- イ 圧延機械(定格出力の合計が 22.5kW 以上)
- ロ 製管機械
- ハ ベンディングマシン(ロール式、定格出力 3.75kW 以上)
- ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く)
- ホ 機械プレス(呼び効力能力 294 キロニュートン以上)
- ヘ せん断機(定格出力 3.75kW 以上)
- ト 鍛造機
- チ ワイヤフォーミングマシン
- リ プラスト(タンブラスト以外のものにて密閉式を除く)
- ヌ タンブラー
- ル 切断機(といしを用いるもの)

② 空気圧縮機・送風機(定格出力 7.5kW 以上)

③ 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(定格出力 7.5kW 以上)

④ 織機(原動機を用いるもの)

⑤ 建設用資材製造機械(*)

- イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く、混練容量 0.45 m³以上)
- ロ アスファルトプラント(混練重量 200kg 以上)

⑥ 穀物用製粉機(ロール式、定格出力 7.5kW 以上)

⑦ 木材加工機械

- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー(定格出力 2.25kW 以上)
- ハ 碎木機
- ニ 帯のこ盤(製材用：定格出力 15kW 以上)
(木工用：定格出力 2.25kW 以上)
- ホ 丸のこ盤(製材用：定格出力 15kW 以上)
(木工用：定格出力 2.25kW 以上)
- ヘ かんな盤(定格出力 2.25kW 以上)

⑧ 抄紙機

⑨ 印刷機械(原動機を用いるもの)

⑩ 合成樹脂用射出成形機

⑪ 鋳型造型機(シヨルト式)(*)

(*) 公害防止主任者等の選任の必要があります。詳しくは環境対策課まで

特定施設(振動)※2

① 金属加工機械(*)

- イ 液圧プレス(矯正プレスを除く)
- ロ 機械プレス
- ハ せん断機(定格出力 1kW 以上)
- ニ 鍛造機
- ホ ワイヤフォーミングマシン(定格出力 37.5kW 以上)

② 圧縮機(定格出力 7.5kW 以上) ※環境大臣が指定するものを除く

③ 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(定格出力 7.5kW 以上)

④ 織機(原動機を用いるもの)

(*) 公害防止主任者等の選任の必要があります。詳しくは環境対策課まで

⑤ コンクリートブロックマシン(定格出力の合計が 2.95kW 以上)、 コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(定格出力の合計が 10kW 以上)

⑥ 木材加工機械

- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー(定格出力 2.2kW 以上)

⑦ 印刷機械(定格出力 2.2kW 以上)

⑧ ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもの、定格出力 30kW 以上)

⑨ 合成樹脂用射出成形機

⑩ 鋳型造型機(シヨルト式)(*)

届出の種類

① すでに施設を使用している場合

② 新たに施設を設置しようとする場合

③ 施設の数等を変更する場合

④ 施設の使用を廃止した場合

⑤ 代表者等を変更した場合

⑥ 施設の譲渡等をした場合

使用届出

設置届出

変更届出

使用廃止届出

氏名変更届出

承継届出

法令施行後 30 日以内

工事着手の 30 日前まで

工事着手の 30 日前まで

廃止後 30 日以内

変更後 30 日以内

承継後 30 日以内

指定騒音施設※3

- ① 木材加工機械
イ 帯のこ盤（製材用：定格出力 15kW 未満
（木工用：定格出力 2.25kW 未満）
ロ 丸のこ盤（製材用：定格出力 15kW 未満
（木工用：定格出力 2.25kW 未満）
ハ かんな盤（定格出力 2.25kW 未満）

② 合成樹脂用粉砕機

③ ペレタイザー

④ コルゲートマシン

⑤ シェイクアウトマシン

⑥ ダイカスト機

⑦ 冷却塔（定格出力 0.75kW 以上）

指定振動施設※4

① シェイクアウトマシン

② オンレイティングコンベア

屋外作業場等における規制対象作業場

① 廃棄物、原材料、土石、鉱物を保管するために屋外に設けられた場所（面積が 150 ㎡以上）

② 事業活動のための自動車駐車場（収容能力 20 台以上）

③ トラクターミナル

※1 騒音規制法施行令別表第 1 に掲げられる施設

※2 振動規制法施行令別表第 1 に掲げられる施設

※3 埼玉県生活環境保全条例別表第 2 第 5 号に掲げられる施設

※4 埼玉県生活環境保全条例別表第 2 第 6 号に掲げられる施設

※5 埼玉県生活環境保全条例別表第 3 に掲げられる作業

指定騒音作業※5

① 業として金属板（厚さ 0.5mm 以上）のつち打加工を行う作業

② 業としてハンドグラインダーを使用する作業

③ 業として電気のかざり又は電気かんなを使用する作業

拡声機騒音の規制について

埼玉県生活環境保全条例において、商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合には規制がかかります。

<使用可能時間>

午前10時から午後6時まで

※詳細は環境対策課まで

騒音・振動の規制基準

	騒音	騒音			振動	振動	
		昼間 午前8時から 午後7時まで	朝 午前6時から 午前8時まで 夕 午後7時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 午前6時まで		昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 午前8時まで
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	第1種	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル	第1種	60 デシベル	55 デシベル
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定がない区域	第2種	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル			
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第3種	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	第2種 工業地域を含む	65 デシベル	60 デシベル
工業地域 工業専用地域	第4種	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル			

備考 ・ 狭山近郊緑地保全区域内においては、第1種区域の騒音に係る基準値が適用されます。

・ 所沢三ヶ島工業団地区域内においては、第4種区域の騒音に係る基準値が適用されます。

・ 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム又は幼保連携型認定こども園の敷地の周囲はそれぞれ 50 メートルの区域内の騒音の基準（第2種区域、第3種区域、第4種区域に限る。）は、上表の基準値から 5 デシベルを減じた値となり、振動の基準（全区域）についても、同様に上表の基準値から 5 デシベルを減じた値となります。

◆ 建設作業の騒音 ・ 振動規制

著しく騒音・振動を発生する次の建設作業には、騒音・振動に係る規制基準のほか、作業禁止時間・禁止日などが定められています。また、これらの建設作業を実施するに当たっては、作業開始の日の中7日前までに「特定建設作業実施届出書」の提出が必要です。

騒音規制法

① くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業

- ・くい打機は、もんけんを除く。
- ・くい抜機又はくい打くい抜機は、圧入式を除く。
- ・くい抜機をアースオーガーと併用する場合は除く。

② びょう打機を使用する作業

③ さく岩機を使用する作業

- ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

④ 空気圧縮機を使用する作業

- ・空気圧縮機の中でも電動機以外の原動機を用いているものかつ、定格出力15kW以上のものが対象。
- ・さく岩機の動力として使用する作業を除く。

⑤ コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業

- ・コンクリートプラントは混練容量が0.45m³以上のもの。
- ・アスファルトプラントは混練容量が200kg以上のもの。
- ・モルタルを製造するためコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。

⑥ バックホウを使用する作業

- ・定格出力80kW以上で環境大臣が指定していないもの※。

⑦ トラクターショベルを使用する作業

- ・定格出力70kW以上で環境大臣が指定していないもの※。

⑧ ブルドーザーを使用する作業

- ・定格出力40kW以上で環境大臣が指定していないもの※。

振動規制法

① くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業

- ・くい打機は、もんけん及び圧入式を除く。
- ・くい抜機は、油圧式を除く。
- ・くい打くい抜機は、圧入式を除く。

② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

③ 舗装版破砕機を使用する作業

- ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

④ ブレーカーを使用する作業

- ・ブレーカーは、手持式を除く。
- ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

※環境大臣が指定するバックホウ・トラクターショベル・ブルドーザー（低騒音型建設機械）は、下記のホームページで確認できます。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kensetsusekou.htm>

※※定格出力:1PS(1馬力) = 0.7355 kW



建設作業に係る 騒音・振動の 規制基準

基準値

1・2号*

騒音 85デシベル

振動 75デシベル

最大作業時間

1号

10時間

2号

14時間

作業禁止時間

1号

午後7時から翌日午前7時まで

2号

午後10時から翌日午前6時まで

最大作業日数

1・2号

連続6日

作業禁止日

1・2号

日曜・休日

*所沢市においては、工業地域・工業専用地域を除いて1号区域が適用されています。